

通知

令和7年1月28日

関係各位

いわゆる「水府裁判（令和4年7月～令和5年3月）」で「品位を失うべき非行（弁護士法56条）」があった、**被告の社会的信用を失墜させた**喜田村 洋一弁護士（第二東京弁護士会所属）ら被告訴訟代理人弁護士について、令和7年8月1日、弁護士会に対し、懲戒請求の手続きを申し立てます。

2 しかし、ムチンが動物性の成分のみを指すのか、ムチンは植物や発酵食品にも含まれるのかという点は、学問上の争いであり、裁判所法3条1項が規定する「法律上の争訟」ではないから、裁判所はその正否を判断することができない（最高裁1966年3月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196頁。「学術上に関する争は、裁判所の裁判をうけうべき事柄ではないのである。」[前同198項]参照）。

したがって、裁判所は、ムチンが動物性の成分のみを指すのか、ムチンは植物や発酵食品にも含まれるのかを判定することはできない。

水戸簡易裁判所 令和4年（少コ）第19号
原告 有限会社学術秘書
被告 株式会社文藝春秋
令和4年9月15日付「答弁書」

（理由）植物の粘性物質を「ムチン」と呼ぶことの起源や根拠について：
「ムチン（英：mucin）」とは、明治期以降に伝来した、動物の粘液の主成分（粘質物）を指す外来語である。

しかし、英和辞典がその語源とされる言葉「粘液（英：mucus）」の語釈として補説「（動植物の）」を付けたことから、ムチンもまた「動植物の粘液の主成分」と誤って解された。

この誤解を広めたのは、『広辞苑』で知られる岩波書店が戦前戦後に出版した『理化学辞典』、『生物学辞典』、『英和辞典』であったが、半世紀以上も前の1970年代に訂正が行われていた。

https://jeanne.jp/suifu_court_iwanami_2023.1.23.pdf#page=5

なお、該当者については、後日、改めて通知します。
以上、よろしく申し上げます。

では。

+++++

公共メディア じゃんぬ

Common Sense, Jeanne!

<https://jeanne.jp>

+++++

有限会社学術秘書（法人番号:7050002006496）

取締役社長 池田剛士（携帯:09041347927）
